

第3回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名
令和4年度第3回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
令和4年12月19日（月） 午後2時～午後3時15分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
田村委員（会長）、山田委員（副会長）、齋藤委員、田中委員、谷川委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか4名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）
財政局契約部工事契約課長
下水道局管理部西部水資源再生センター所長
都市整備局営繕部営繕課施設整備担当課長
安芸区市民部区政調整課長
安芸区農林建設部地域整備課長
市民局文化スポーツ部文化振興課広島城活性化担当課長

6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要

(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（公開）

- ア 工事の発注状況について
- イ 低入札価格調査制度の運用状況について
- ウ 指名停止措置等の運用状況について
- エ 苦情処理の運用状況について
- オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオまでについて、取りまとめて報告等を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。

(2) 抽出事案の審議（公開）

- ア 西部水資源再生センター沈砂池電気設備工事（条件付き一般競争入札）
- イ 千田水資源再生センター管理棟別館（仮称）新築工事（条件付き一般競争入札）
- ウ 影浦川災害復旧工事（4-1）（通常型指名競争入札）
- エ 広島城三の丸浄化槽等撤去その他工事（随意契約）

(2)のアからエまでについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明及び質疑応答を行った。委員から意見はなく契約は適正であると判断された。

(3) 令和4年度第4回審議会で説明を受ける工事の抽出について

次回の審議会で審議する事案の抽出は、田中委員が担当することとなった。

- (4) 次回の審議会開催日程について
日程については、後日調整を行い、決定することとなった。

7 傍聴人の人数
傍聴者 なし

8 発言の要旨
主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

ア 西部水資源再生センター沈砂池電気設備工事（条件付き一般競争入札）

Q 1 応札者が1者だけだった理由は。

A 1 一般的な建築設備工事と異なり、下水道のプラント設備・電気設備工事は、対応できる業者が比較的少ないことが考えられる。本工事は、下水道プラント設備の運転について熟知している必要があり、工事の難易度が比較的高いことや、技術者が不足していることから、応札者が1者だけになったと思われる。

Q 2 応札可能業者はどの程度いたのか。

A 2 営業所等の資格要件について、市内本店業者に限定した場合は9者であるが、市内本店又は支店まで拡大した場合、応札可能業者は40者となる。

Q 3 応札可能業者について、市内支店業者まで含めた場合40者いるのは比較的多い方ではないか。

A 3 応札可能業者は一定数いるが、工事内容が既に稼働している設備の改造を含むものであるため、入札参加意欲を持つ業者が限定されるものと想定される。

Q 4 応札者を増やすための取組は行っているか。

A 4 発注課としてできる取組としては、本工事でも行っているが、参加できる業者の営業所要件を市内本店から市内本店又は支店に拡大することが挙げられる。

Q 5 既設設備の改造を行う工事を発注する場合、前回施工した業者と随意契約を結ぶことが多いと思うが、一般競争入札で発注した理由はあるのか。

A 5 随意契約だと新設工事を施工した業者と契約を結ぶことになると思うが、完成図書という既存の施設に関する図面、資料があるため、前回の業者でなければ施工できないという訳ではない。門戸を広げて、できるだけ多くの業者に入札いただき、品質を確保しながら安価で契約したいという考えで一般競争入札とした。

イ 千田水資源再生センター管理棟別館（仮称）新築工事（条件付き一般競争入札）

Q 1 応札者が2者と比較的小さい要因は。

A 1 昨今の物価上昇に伴い、特に資材価格が高騰しており、工事を請けて採算が合うか検討した結果、応札を控えた業者が多かったのではないかとと思われる。

Q 2 落札率が99.9%と高い理由は。

A 2 予算が限られており、予算の範囲内で工事の内容を削って積算をしたため、落札率が高くなったと考えられる。

Q 3 落札者の工事費内訳書を確認した時に、不審な点はなかったか。

A 3 特になかった。

Q 4 応札者が2者いたが、うち1者は予定価格超過となった理由は。

- A 4 予算に余裕があれば、もう少し高めの積算をした可能性もあり、ギリギリの落札だったのだと想定される。落札しない懸念もあったため、落札者が決まって良かったと考えている。
- Q 5 材料費の高騰はある程度は積算に折り込まれているのか。
- A 5 折り込んでいない。設計時の価格で積算している。応札者が高騰分を見込んで積算しているかまでは分からない。
- Q 6 今後、工事が進んだ時に、物価上昇等に伴って資材が高騰した場合、改めて価格面で協議することは可能か。
- A 6 可能である。約款にスライド条項の記載があり、物価上昇分について請求できることとなっている。
- Q 7 応札者2者のうち、予定価格超過者は1千万円単位の積算をしている一方で、落札者は10万円単位の積算をしている。どのような意図が考えられるか。
- A 7 10万円単位で細かく積算することにより、他社より安い価格で落札することを期待していると想定される。

ウ 影浦川災害復旧工事（4-1）（通常型指名競争入札）

- Q 1 発注工事の一般競争入札の一覧に「影浦川災害復旧工事（4-2）」があるが、（4-1）は指名競争入札で、（4-2）は一般競争入札で発注した理由は。
- A 1 災害復旧工事は、近年入札不調が続いていることから、応札者を確保するため、積算の見直しや入札方法など様々な取組を行っている。
- Q 2 今回の取組結果としては、どのような感想をお持ちか。
- A 2 （4-1）については、11者指名して1者の応札があり、（4-2）は2者の応札があり、結果的にどちらも落札者が決まったので、入札不調対策としての効果はあったと考えている。
- Q 3 11者指名して1者応札というのは少ないように感じるが。
- A 3 災害復旧工事において、これまでの応札者なしが多かった実績からすると、1者応札があり、無事落札できたことに安堵している。

エ 広島城三の丸浄化槽等撤去その他工事（随意契約）

- Q 1 随意契約にした理由が分かりにくいので整理したい。浄化槽の撤去等は「広島城三の丸整備等事業」の一環として行う事業であることから、別の事業である「サッカースタジアム等整備事業」において行うことは不相当であり、「サッカースタジアム等整備事業」において現在施工しているペDESTリアンデッキの受注者が施工するのが一番効率的であるので、随意契約としたという理解で良いか。
- A 1 考え方としては、その通りである。
- Q 2 P a r k - P F I制度を活用した「広島城三の丸整備等事業」は別で実施されていて、そのうち浄化槽の撤去等について、今回施工することになったのか。
- A 2 P a r k - P F I制度を活用した「広島城三の丸整備等事業」は、民間事業者を公募して行うものである。本工事は、当該事業の一環として、広島城三の丸歴史館と同様に、本市が別に整備を行うものである。